

「新型コロナ補助金」支給遅れ問題で厚労省要請—「令和2年度分」9月には入金

「新型コロナ」に関する「補助金」支給遅れ等の問題で、8月4日、保団連が厚労省要請を行い、おおむね以下のような回答を得ました。全国各地の状況を知らせて、支給の作業を急ぐこと、コールセンターの対応の改善等を求めるとともに、発熱外来について、「補助金がなければやめたい」と考えながらも続けざるを得ない状況の中奮闘している現場の様子を伝え、「発熱外来補助金」の継続を求めました。さらに、新型コロナワクチン接種業務に従事する医療職の、健康保険被扶養者の収入確認の特例について、有資格者以外の事務職にも特例を拡大するよう要請しました。

〈厚労省の回答の概要〉

- ・「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の申請のあった10.5万件の審査は全て終了した。6.5万件が交付決定済み、残りの処理を急ぐ。8月に交付決定、9月に入金の予定。全て外部業者に委託の予定だったが、2月に申請が集中し、厚労省職員も作業し、遅くなった。交付決定日からかなり遅れて交付通知書が送付されている。実績報告は、通知書を医療機関が確認してから1か月以内の提出で良い。
- ・「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」については、約5千件が申請されているが、令和2年度分が終わってからの作業多なるため、交付決定に至っていない。8月中に審査を終わらせたい。9月に大量の申請が想定されるので、体制を組む。
- ・「インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業」については、約2.4万件の申請中、審査終了が2.2万件でほぼ交付決定済み。インフルエンザとコロナの同時流行を前提としている事業のため、3月で終了した。今後については検討していく。

自宅・宿泊療養中の「新型コロナ」患者への電話や情報通信機器を用いた診療で二類感染症患者入院診療加算（250点）算定可

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（以下、「臨時的な取扱い」）（その54）で、自宅や宿泊施設等で療養を行っている患者さんに対して、電話や情報通信機器を用いて「新型コロナ」の診療を行った場合、「臨時的な取扱い（その9）」の2（2）の二類感染症患者入院診療加算（250点）を、1日につき1回算定できるとされました（8月16日以降）。

高知県「非常事態」—8・9月売上高30%以上減少事業所への給付金も再度実施

高知県もコロナ感染「第5波」で、対応ステージ「非常事態」となりました。病床確保数226床（感染症指定医療機関67床、入院協力医療機関159床）、宿泊療養施設237室に対して、入院・宿泊療養患者数が249人となっています。「同居家族もしくは生活支援のできる近隣在住の親族がおり、無症状の者、発熱及び呼吸器症状のない軽症患者」は自宅療養の対象ともされています。

「営業時間短縮要請対応臨時給付金」として、「非常事態」に伴う外出・移動の自粛による影響を受けた事業所への支援が再度実施されることにもなりました。8・9月の売上が、前年比又は前々年比で30%以上減少した場合の減少分の支援が受けられます。「雇用維持臨時支援給付金」制度もあります。詳細は県商工労働部経営支援課のホームページで周知される予定です。

現在県内で、「会計検査院会計実地検査の疑義に係る調査」が行われています。対象となっている医療機関の方は、協会までご相談ください。